平成 29 年 12 月定例会 反対理由

議案第64号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

議員名	反対理由
	(1) 企業立地促進法と各地の企業誘致競争によって企業の
	撤退と地方の疲弊は進み格差は拡大した。
西村 健	(2) 地域未来投資促進法は全国 2,000 社に過ぎない特定の
	中核企業に支援を集中する一方、産業集積を法目的・理念か
	ら切り捨てるもの。

議案第66号 浜田市水道給水条例の制定について

議員名		反対理由
川上	幾雄	統合に伴う料金改定はいたしかたないと考えるが、老朽管路
		の更新や財源が担保されていない計画であり、否決して実行
		可能な計画とされるよう再考を求める。
小川	稔宏	市町村合併に伴う統合によるもので国の責任に起因してい
		る問題である。国保・介護・消費税率値上げの中、負担軽減
		をするべきである。安定基金との整合性も不明である。
笹田	卓	3年間の激変緩和に要する費用は、4億2千万円だと言われ
		たが、一般会計からの繰り入れが5億3千万円で差額の1億
世田		1 千万円が何に使われているのか理解できない。今まで高く
		支払っている地域はすぐに下げてもいいと考えるから
道下	文男	老朽管対策や水道料金の新体制について、財政運営面におい
旭 「		て非常に疑義がある。
	幹雄	審議会の答申を受けて、平成30年の10月から3か年で段階
		的に、上水道 29.7%、簡易水道 11.6%、平均 24.8%の水道
		料を値上げし、その期間 5 億 3 千万円の繰入を行おうとする
		ものです。
		反対の大きな理由の1点目は、これまでも、議案質疑や常任
澁谷		委員会でも指摘したように、水道管の老朽管の更新が遅れて
		いながら、浜田市は老朽管の更新計画を策定していないとい
		う点です。現在のような毎年3億円の更新費用では、何十年
		かかるかわからない状況を放置しており、行政としての責任
		を果たしているとは言えない現実があります。今後も水道管
		の大規模な破裂が予想され、そのたびに予想外の支出の対応

に追われ、結局さらなる値上げという、市民に対する負担を 強いることは明白である、と考えます。

今回は国の政策変更に伴い値上げをするが、市民の皆さんへの安心安全な水の提供のために鉛管などの老朽管の更新は、このような年度計画で進めていくと、キチンとしたものを提示するという責任を当局は放棄していると、私は考えます。2点目は、市民に値上げという痛みを強いておきながら、自らの固定費の削減という自助努力が示されていないことです。身内にはあまく、市民に冷たい値上げであると言わなければならないでありましょう。これまでの「身を切る改革」という水道部長の言葉は、その場しのぎの答弁だったのでしょうか?工業用水道特別会計における、二人の職員の付け替えという議会からの指摘に対し、何ら誠意ある答弁がなされていないのは、どういうことなのでありましょう。議会軽視、市民軽視であると、言わなければなりません。

3点目は、今回の水道料の値上げにより、浜田市が県内の他の自治体より明確に市民の負担が安いものが無くなるという点です。

この値上げで、浜田市民であることのアドバンテージはなくなり、浜田に住む魅力が薄れ、益々人口減少が加速することが心配されます。高い国民健康保険料、高い介護保険料、最高税率の固定資産税、汚水処理人口普及率は松江市の半分以下、50%にも届かず、市街地の道路整備は遅れ、老朽化した学校は放置されたまま、浜田市のまちづくりはどうなっているのでありましょう。それにこれからは、水道管の破裂などの経費の増大に対応しきれず、度重なる水道料金の値上げが繰り返されることとなり、市民は浜田市を見捨てていくことになりはしませんか?市長が繰り返し主張されている「浜田市の一番の課題は人口減少」という言葉は、何なのでありましょう、呟いておられるだけなのでしょうか?首をかしげざるをえません。

以上、大きく3点の理由により、私はこの水道料値上げの条例に反対するものです。

平成29年12月定例会 反対理由

		一般会計からの繰入金が 5.3 億円のうち繰り入れ目的のとお
西村	健	り市民負担の軽減に使われるのは 4.2 億円である。残り 1.1
		億円も負担軽減に使うべき。
牛尾	昭	選挙公約に反するから

同意第 11 号 浜田市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過 半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

同意第13号 浜田市農業委員会委員の任命について

議員名	反対理由
	浜田市農業委員会の任命については、今後の浜田の農業を推
	進するために認定農業者の過半数は必要だと考える。農業委
笹田 卓	員制度が改正され、耕作放棄地などの課題を解決していくた
	めには、担い手である認定農業者が農業委員として活動して
	いくことが望ましいため。